

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年6月4日

【発行者名】 BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド
(BNY Mellon International Management Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 スコット・レノン
(Scott Lennon, Director)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-9008、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、ホスピタル・ロード27、ケイマン・コーポレート・センター、ウォーカーズ・コーポレート・リミテッド気付
(c/o Walkers Corporate Limited, Cayman Corporate Centre, 27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健
同 廣本文晴

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
同 廣本文晴
同 大田 友羽佳

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ニッポン・オフショア・ファンズ -
利回り債券3分法ファンド^(注1)
(Nippon Offshore Funds -
Tri-Sector High Income Bond Fund)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】

円建ヘッジあり毎月分配型クラスA受益証券 ^(注2)	5,000億円を上限とする。
円建ヘッジあり毎月分配型クラスB受益証券 ^(注3)	5,000億円を上限とする。
円建ヘッジなし毎月分配型クラスA受益証券 ^(注4)	5,000億円を上限とする。
円建ヘッジなし毎月分配型クラスB受益証券 ^(注5)	5,000億円を上限とする。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

(注1) ファンド名は、「ニッポン・オフショア・ファンズ - 利回り債券3分法ファンド毎月分配型 (Nippon Offshore Funds - Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type)」から「ニッポン・オフショア・ファンズ - 利回り債券3分法

ファンド（Nippon Offshore Funds - Tri-Sector High Income Bond Fund）」に変更された。なお、ファンド名および下記クラス名の変更は、本ファンドに資産形成型のクラス受益証券が追加されることに伴う変更である。

- (注2) クラス名は、「利回り債券3分法ファンド毎月分配型円建ヘッジありクラスA受益証券」から「円建ヘッジあり毎月分配型クラスA受益証券」に変更された。
- (注3) クラス名は、「利回り債券3分法ファンド毎月分配型円建ヘッジありクラスB受益証券」から「円建ヘッジあり毎月分配型クラスB受益証券」に変更された。
- (注4) クラス名は、「利回り債券3分法ファンド毎月分配型円建ヘッジなしクラスA受益証券」から「円建ヘッジなし毎月分配型クラスA受益証券」に変更された。
- (注5) クラス名は、「利回り債券3分法ファンド毎月分配型円建ヘッジなしクラスB受益証券」から「円建ヘッジなし毎月分配型クラスB受益証券」に変更された。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2017年7月31日に提出した有価証券届出書（2017年10月31日付有価証券届出書の訂正届出書および2018年2月1日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により更新および追加するため、また、原届出書に記載の表現等を一部更新するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

（注）下線の部分は、訂正箇所を示します。

第一部 証券情報

（1）ファンドの名称

<訂正前>

ニッポン・オフショア・ファンズ - 利回り債券3分法ファンド毎月分配型

(Nippon Offshore Funds - Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type)

（注1）ファンド名は、「ニッポン・オフショア・ファンズ - 日興利回り債券3分法ファンド毎月分配型 (Nippon Offshore Funds - NIKKO Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type)」から「ニッポン・オフショア・ファンズ - 利回り債券3分法ファンド毎月分配型 (Nippon Offshore Funds - Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type)」に変更された。

（注2）利回り債券3分法ファンド毎月分配型（以下「ファンド」または「シリーズ・トラスト」という。）は、アンブレラ・ファンドであるニッポン・オフショア・ファンズ（以下「トラスト」という。）のシリーズ・トラストである。なお、アンブレラとは、一または複数の投資信託（シリーズ・トラスト）を設定できる仕組みの投資信託を指す。異なるシリーズ・トラスト間の乗換えはできない。シリーズ・トラストは一ないし複数のクラスで構成される。

（後略）

<訂正後>

ニッポン・オフショア・ファンズ - 利回り債券3分法ファンド

(Nippon Offshore Funds - Tri-Sector High Income Bond Fund)

（注1）ファンド名は、「ニッポン・オフショア・ファンズ - 利回り債券3分法ファンド毎月分配型 (Nippon Offshore Funds - Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type)」から「ニッポン・オフショア・ファンズ - 利回り債券3分法ファンド (Nippon Offshore Funds - Tri-Sector High Income Bond Fund)」に変更された。

（注2）利回り債券3分法ファンド（以下「ファンド」または「シリーズ・トラスト」という。）は、アンブレラ・ファンドであるニッポン・オフショア・ファンズ（以下「トラスト」という。）のシリーズ・トラストである。なお、アンブレラとは、一または複数の投資信託（シリーズ・トラスト）を設定できる仕組みの投資信託を指す。異なるシリーズ・トラスト間の乗換えはできない。シリーズ・トラストは一ないし複数のクラスで構成される。

（後略）

(2) 外国投資信託受益証券の形態等

<訂正前>

記名式無額面受益証券で、利回り債券3分法ファンド毎月分配型円建ヘッジありクラスA受益証券（以下「**ヘッジありクラスA受益証券**」という。）、利回り債券3分法ファンド毎月分配型円建ヘッジなしクラスA受益証券（以下「**ヘッジなしクラスA受益証券**」といい、ヘッジありクラスA受益証券と併せて「**クラスA受益証券**」あるいは「**クラスA**」と総称する。）、利回り債券3分法ファンド毎月分配型円建ヘッジありクラスB受益証券（以下「**ヘッジありクラスB受益証券**」という。）、および利回り債券3分法ファンド毎月分配型円建ヘッジなしクラスB受益証券（以下「**ヘッジなしクラスB受益証券**」といい、ヘッジありクラスB受益証券と併せて「**クラスB受益証券**」あるいは「**クラスB**」と総称する。）から成る。（以下「**ファンド証券**」または「**受益証券**」と総称する。）また、ヘッジありクラスA受益証券とヘッジありクラスB受益証券を併せて「**ヘッジあり受益証券**」と総称し、ヘッジなしクラスA受益証券とヘッジなしクラスB受益証券を併せて「**ヘッジなし受益証券**」と総称する。

ファンド証券は追加型である。

（後略）

<訂正後>

記名式無額面受益証券で、円建ヘッジあり毎月分配型クラスA受益証券（以下「**ヘッジありクラスA受益証券**」という。）、円建ヘッジなし毎月分配型クラスA受益証券（以下「**ヘッジなしクラスA受益証券**」といい、ヘッジありクラスA受益証券と併せて「**クラスA受益証券**」あるいは「**クラスA**」と総称する。）、円建ヘッジあり毎月分配型クラスB受益証券（以下「**ヘッジありクラスB受益証券**」という。）、および円建ヘッジなし毎月分配型クラスB受益証券（以下「**ヘッジなしクラスB受益証券**」といい、ヘッジありクラスB受益証券と併せて「**クラスB受益証券**」あるいは「**クラスB**」と総称する。）から成る。（以下「**ファンド証券**」または「**受益証券**」と総称する。）また、ヘッジありクラスA受益証券とヘッジありクラスB受益証券を併せて「**ヘッジあり受益証券**」と総称し、ヘッジなしクラスA受益証券とヘッジなしクラスB受益証券を併せて「**ヘッジなし受益証券**」と総称する。

（注）クラス名は、「利回り債券3分法ファンド毎月分配型円建ヘッジありクラスA受益証券」から「円建ヘッジあり毎月分配型クラスA受益証券」に、「利回り債券3分法ファンド毎月分配型円建ヘッジありクラスB受益証券」から「円建ヘッジあり毎月分配型クラスB受益証券」に、「利回り債券3分法ファンド毎月分配型円建ヘッジなしクラスA受益証券」から「円建ヘッジなし毎月分配型クラスA受益証券」に、「利回り債券3分法ファンド毎月分配型円建ヘッジなしクラスB受益証券」から「円建ヘッジなし毎月分配型クラスB受益証券」に変更された。

ファンド証券は追加型である。

（後略）

（ 7 ） 申込期間

< 訂正前 >

2017年 8 月 1 日（ 火曜日 ） から

2018年 7 月 31 日（ 火曜日 ） まで

（ 注 1 ） 日本における申込受付時間は、原則として午後 4 時まで（ 日本時間 ） とする。上記時刻以降の申込みは、翌営業日の申込みとして取り扱われる。

（ 後略 ）

< 訂正後 >

2017年 8 月 1 日（ 火曜日 ） から

2018年 6 月 19 日（ 火曜日 ） まで

（ 注 1 ） 日本における申込受付時間は、原則として午後 4 時まで（ 日本時間 ） とする。上記時刻以降の申込みは、翌営業日の申込みとして取り扱われる。

（ 後略 ）

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

<訂正前>

利回り債券3分法ファンド毎月分配型^(注)（以下「ファンド」または「シリーズ・トラスト」と総称する。）は、アンブレラ・ファンドであるニッポン・オフショア・ファンズ（以下「トラスト」という。）のシリーズ・トラストである。なお、アンブレラとは、一または複数の投資信託（シリーズ・トラスト）を設定できる仕組みの投資信託を指す。異なるシリーズ・トラスト間の乗換えはできない。シリーズ・トラストは一ないし複数のクラスで構成される。

(注) ファンド名は、「ニッポン・オフショア・ファンズ - 日興利回り債券3分法ファンド毎月分配型」から「ニッポン・オフショア・ファンズ - 利回り債券3分法ファンド毎月分配型」に変更された。

（後略）

<訂正後>

利回り債券3分法ファンド^(注)（以下「ファンド」または「シリーズ・トラスト」と総称する。）は、アンブレラ・ファンドであるニッポン・オフショア・ファンズ（以下「トラスト」という。）のシリーズ・トラストである。なお、アンブレラとは、一または複数の投資信託（シリーズ・トラスト）を設定できる仕組みの投資信託を指す。異なるシリーズ・トラスト間の乗換えはできない。シリーズ・トラストは一ないし複数のクラスで構成される。

(注) ファンド名は、「ニッポン・オフショア・ファンズ - 利回り債券3分法ファンド毎月分配型」から「ニッポン・オフショア・ファンズ - 利回り債券3分法ファンド」に変更された。

（後略）

(2) ファンドの沿革

<訂正前>

（前略）

2017年7月31日 ファンドの名称変更

<訂正後>

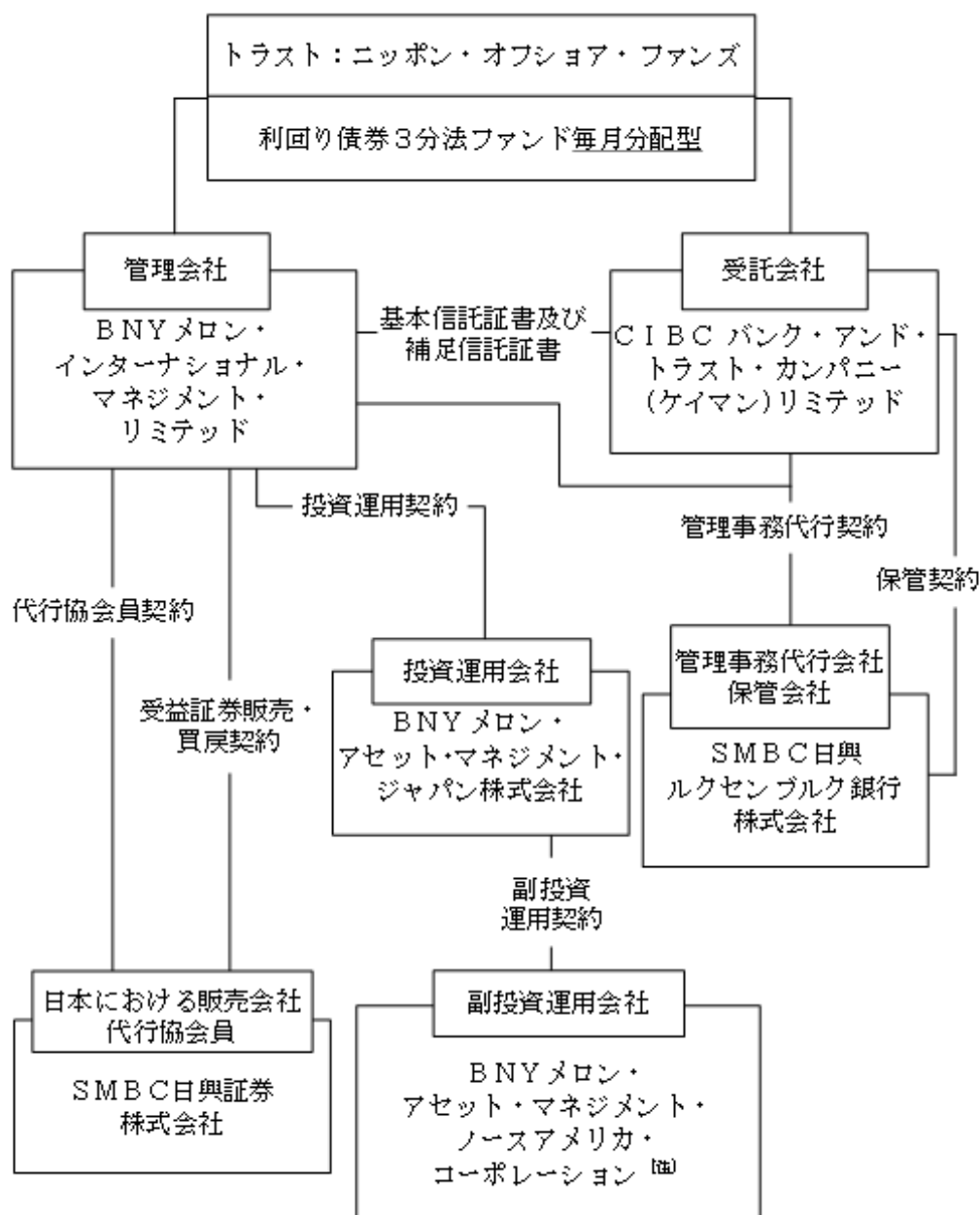
（前略）

2017年7月31日 ファンドの名称変更
 2018年6月4日 ファンドに係る補足信託証書締結
 2018年6月4日 ファンドの名称変更

(3) ファンドの仕組み

<訂正前>

ファンドの仕組み



(注) ファンドの副投資運用会社である「スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー」ならびに「メロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーション」は、2018年1月31日の営業終了後、同じBNYメロン・グループの「ザ・ポストン・カンパニー・アセット・マネジメント・エル・エル・シー」と統合し、2018年2月1日からは、BNYメロン・アセット・マネジメント・ノースアメリカ・コーポレーションとして業務を行うこととなった。本統合により、各社の主たる運用チーム、運用哲学、運用プロセスを変更することはない。以下同じ。

(中略)

管理会社の概況

(中略)

() 資本金の額

2017年6月末日現在の資本金の額は、246,310円で、全額払込済である。

管理会社の授権株式総数は、普通株式450,000株および償還可能優先株式450,000株で、発行済株式の総数は、普通株式1,000株および償還可能優先株式1,000株である。なお、管理会社の純資産の額は、2017年6月末日現在、約68億円である。

定款およびケイマン諸島の会社法(2016年改訂)に定める以外に、管理会社が発行する株式数の上限については制限がない。

(中略)

()大株主の状況

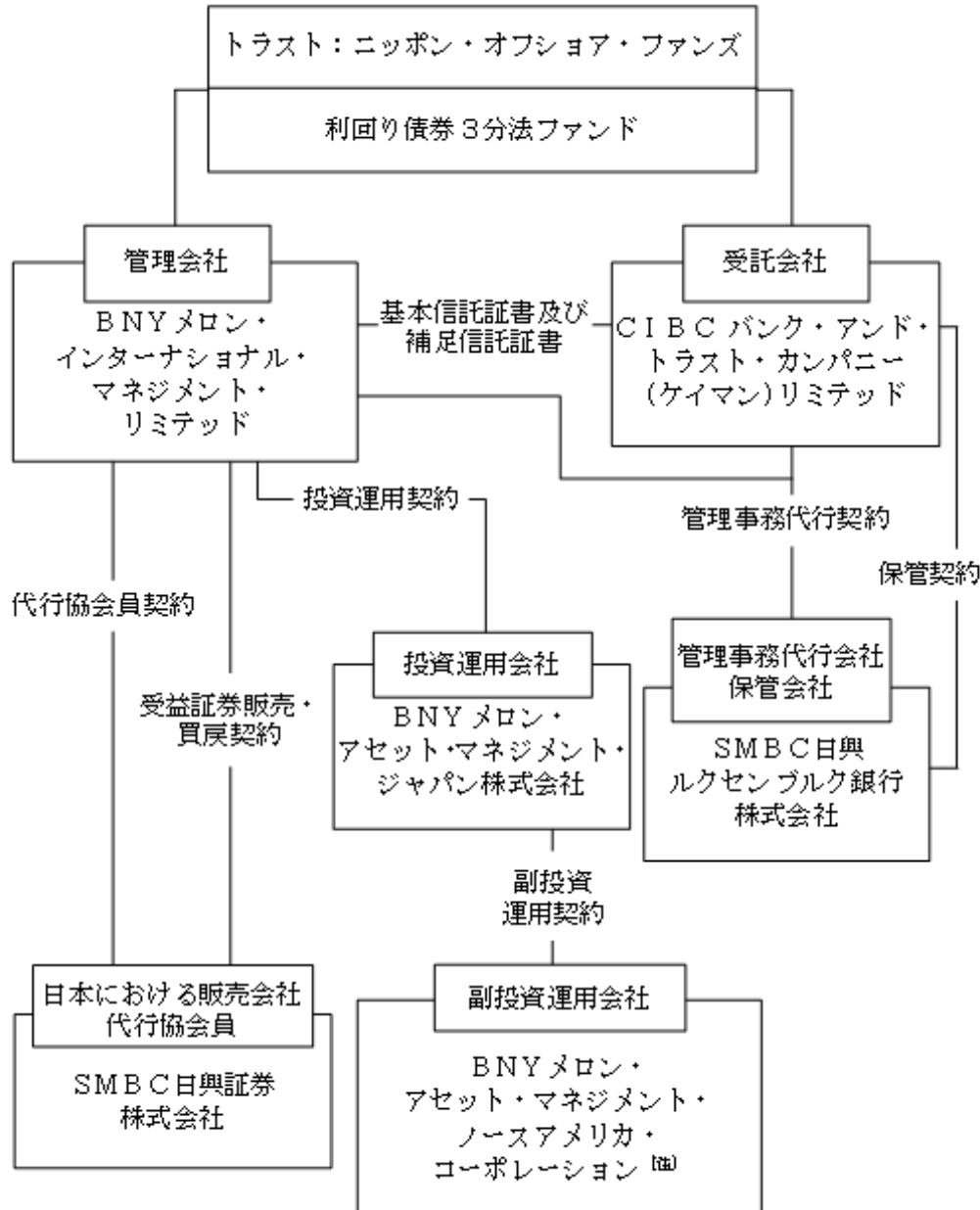
(2017年6月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
メロン・オーバーシーズ・インベストメント・コーポレーション	アメリカ合衆国 10286 ニューヨーク州、ニューヨーク、 リバティ・ストリート225	2,000株(注)	100%

(注)内訳は、普通株式1,000株および償還可能優先株式1,000株である。

<訂正後>

ファンドの仕組み



(注) ファンドの副投資運用会社である「スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー」ならびに「メロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーション」は、2018年1月31日の営業終了後、同じBNYメロン・グループの「ザ・ポストン・カンパニー・アセット・マネジメント・エル・エル・シー」と統合し、2018年2月1日からは、BNYメロン・アセット・マネジメント・ノースアメリカ・コーポレーションとして業務を行うこととなった。本統合により、各社の主たる運用チーム、運用哲学、運用プロセスを変更することはない。以下同じ。

(中略)

管理会社の概況

(中略)

() 資本金の額

2017年6月末日現在、管理会社の資本金の額は246,310円（全額払込済）、発行済株式数は、普通株式1,000株および償還可能優先株式1,000株、純資産の額は約68億円である。

定款およびケイマン諸島の会社法（2018年改訂）に定める以外に、管理会社が発行する株式数の上限については制限がない。

(中略)

() 大株主の状況

(2017年12月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
メロン・オーバーシーズ・インベストメント・コーポレーション	アメリカ合衆国 10286 ニューヨーク州、ニューヨーク、 リバティ・ストリート225	2,000株(注)	100%

(注)内訳は、普通株式1,000株および償還可能優先株式1,000株である。

(4) ファンドに係る法制度の概要

<訂正前>

(前略)

受託会社および管理会社は、基本信託証券および2009年6月22日に受託会社と管理会社の間で締結された補足信託証券(改訂済)(以下「**補足信託証券**」という。)(以下、基本信託証券と併せて「**信託証券**」という。)に基づき利回り債券3分法ファンド**毎月分配型**をファンドとして設定および設立している。

信託証券はケイマン諸島法に準拠する。利回り債券3分法ファンド**毎月分配型**の受益証券の保有者(以下「**受益者**」という。)は信託証券の条項に規定される便益を享受する権利を有し、当該条項に拘束され、当該条項の内容を認識しているものとみなされる。

準拠法の名称

トラストには、ケイマン諸島の信託法(2017年改訂)(以下「**信託法**」という。)が適用される。トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(2015年改訂)(以下「**ミューチュアル・ファンド法**」という。)の規制も受ける。

準拠法の内容

(中略)

リテール・ミューチュアル・ファンド・ジャパン・レギュレーション(2007年改訂)

リテール・ミューチュアル・ファンド・ジャパン・レギュレーション(2007年改訂)(リテール・ミューチュアル・ファンド・ジャパン・レギュレーション(2012年改訂)により改訂済。)(以下、総称して「**ジャパン・レギュレーション**」という。)は、日本で公衆に向けて販売されるケイマン諸島の一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。

(中略)

ジャパン・レギュレーションは、一般投資家向け投資信託に対し、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAにより認可された管理事務代行会社を任命し、保有することを義務づけている。管理事務代行会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他のサービス提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前承認を得ない限り、管理事務代行会社を変更することができない。

(中略)

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、マネー・ロンダリング防止規則(2015年改訂)の別表3に定められた国もしくは地域またはCIMAにより認可されたその他の法域において規制されている**資産保管会社**(または**プライムブローカー**)を任命し、これを維持しなければならない。一般投資家向け投資信託は、資産保管会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他のサービス提供会社に対し、1か月前までに書面で通知しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、上記別表3に定められた国もしくは地域またはCIMAにより認可されたその他の法域において設立されたか、または適法に事業を行っている投資顧問会社を任命し、これを維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合、CIMA、投資者および他のサービス提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。また、投資顧問会

社の取締役を変更する場合は、投資顧問会社が運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前承認を得なければならない。運営者は、かかる変更が行われる場合、CIMAに対し、1か月前までに書面で通知しなければならない。

（後略）

<訂正後>

（前略）

受託会社および管理会社は、基本信託証書および2009年6月22日に受託会社と管理会社の間で締結された補足信託証書（改訂済）（以下「**補足信託証書**」という。）（以下、基本信託証書と併せて「**信託証書**」という。）に基づき利回り債券3分法ファンドをファンドとして設定および設立している。

信託証書はケイマン諸島法に準拠する。利回り債券3分法ファンドの受益証券の保有者（以下「**受益者**」という。）は信託証書の条項に規定される便益を享受する権利を有し、当該条項に拘束され、当該条項の内容を認識しているものとみなされる。

準拠法の名称

トラストには、ケイマン諸島の信託法（2018年改訂）（以下「**信託法**」という。）が適用される。トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2015年改訂）（以下「**ミューチュアル・ファンド法**」という。）の規制も受ける。

準拠法の内容

（中略）

リテール・ミューチュアル・ファンド・ジャパン・レギュレーション（2018年改訂）

リテール・ミューチュアル・ファンド・ジャパン・レギュレーション（2018年改訂）（以下「**ジャパン・レギュレーション**」という。）は、日本で公衆に向けて販売されるケイマン諸島の一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。

（中略）

ジャパン・レギュレーションは、一般投資家向け投資信託に対し、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAが承認した管理事務代行会社を任命し、維持することを義務づけている。管理事務代行会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他のサービス提供会社に対し、当該変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前承認を得ない限り、管理事務代行会社を変更することができない。

（中略）

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、承認された法域またはCIMAが承認したその他の法域において規制されている保管会社（またはプライムブローカー）を任命し、これを維持しなければならない。一般投資家向け投資信託は、保管会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他のサービス提供会社に対し、当該変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。「承認された法域」とは、犯罪収益に関する法律（2018年改訂）の下でケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止対策グループにより承認された法域をいう。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、承認された法域またはCIMAが承認したその他の法域において設立されたか、または適法に事業を行っている投資顧問会社を任命し、これを維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合、CIMA、投資者および他のサービス提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。また、投資顧問会社の取締役を変更する場合は、投資顧問会社が運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前承認を得なければならない。運営者は、かかる変更が行われる場合、CIMAに対し、1か月前までに書面で通知しなければならない。

（後略）

(5) 開示制度の概要

< 訂正前 >

ケイマン諸島における開示

(a) CIMAへの開示

(中略)

- ・ ミューチュアル・ファンド法もしくはその下位規則、ケイマン諸島の金融庁法（2016年改訂）、マネー・ロンダリング防止規則（2015年改訂）または受託会社の認可条件を遵守せずに事業を行い、または行おうとしていること。

(後略)

< 訂正後 >

ケイマン諸島における開示

(a) CIMAへの開示

(中略)

- ・ ミューチュアル・ファンド法もしくはその下位規則、ケイマン諸島の金融庁法（2018年改訂）、マネー・ロンダリング防止規則（2018年改訂）または受託会社の認可条件を遵守せずに事業を行い、または行おうとしていること。

(後略)

2 投資方針

（１）投資方針

<訂正前>

（前略）

ハイイールド債券

この資産クラスの投資銘柄は主に、相対的に魅力的なリスク調整後利回りの米ドル建のハイイールド債券およびそのデリバティブで構成されている。米ドル以外の通貨により表示されるハイイールド債券への投資に対する限定的な配分も行うことができる。この資産クラスへの投資の参照インデックスは、The BofA Merrill Lynch US High Yield Index (米ドルベース)である。この資産クラスへの投資の目的は、毎月の分配金を確実に支払うために十分なインカムを上げるという目的と、（報酬および費用控除前で）参照インデックスのパフォーマンスとおおむね同じ水準の長期的なトータル・リターンを上げるという目的のバランスを取ることである。

新興国ソブリン債券

この資産クラスの投資銘柄は主に、米ドル建の新興国ソブリン債券、その他の債券およびそれらのデリバティブで構成されている。新興国通貨の先渡しおよび現地通貨建て債券への投資に対する限定的な配分も行うことができる。この資産クラスへの投資の参照インデックスは、JPMorgan EMBI Global Index (米ドルベース)である。この資産クラスへの投資の目的は、毎月の分配を確実に支払うために十分なインカムを上げるという目的と、（報酬および費用控除前で）参照インデックスのパフォーマンスとおおむね同じ水準の長期的なトータル・リターンを上げるという目的のバランスを取ることである。

転換社債

この資産クラスへの投資目的は主に、毎月の分配金支払いのためのインカムを上げる一方で、トータル・リターンを最大化することである。この資産クラスの投資銘柄はほぼ、米ドル建の転換社債およびその他の債券から成る分散ポートフォリオで構成されている。米ドル以外の通貨により表示される転換証券およびその他の債務証券への投資に対する限定的な配分も行うことができる。使用される定量モデルは、信用力に対する市場の誤った認識に基づく利回りを付した転換社債を特定するためのもので、この資産クラスの投資銘柄は一般的に、その信用力に応じた値付けのなされていないと判断される高利回り債券で構成されている。利回りと信用力の関係は、常時監視され管理される。なお、転換社債のうち、利回りの高いものを「利回りCB」ということがある。この資産クラスへの投資の参照インデックスは、The BofA Merrill Lynch US Convertible Excluding Mandatory Index (米ドルベース)である。

（中略）

ファンドの特徴

■3つのタイプの高利回り債券を投資対象とし、高い利回り収入の確保とともに中長期的な信託財産の成長を図ることを目指します。

- 高利回り債券への投資配分は、ハイイールド債券46.0%、新興国ソブリン債券31.0%、利回りCB23.0%を2017年8月末日時点の目標投資配分とし、分散することで長期的に安定した収益の確保を目指します。

注1：投資配分は、日興グローバルラップ株式会社からの目標投資配分に関する助言をもとに投資運用会社が決定します。

注2：目標投資配分は運用上の目安となる配分であり、実際の投資配分とは異なることがあります。また、今後予告なく変更される可能性があります。

注3：なお、転換社債のうち、利回りが高いものを「利回りCB」ということがあり、ファンドは、転換社債については、利回りCBを主な投資対象とすることを投資方針とします。

■毎月分配を行うことを目指します。

- 毎月最終ファンド営業日を分配基準日とし、利回り収入等を中心に安定分配を行うことを目指します。

注1：ファンド営業日とは、ルクセンブルグ、ニューヨークおよび東京において銀行および日本における金融商品取引業者が営業を行う日（土曜日もしくは日曜日を除きます。）、またはファンドに関し管理会社が別途決定する日をいいます。

注2：将来の投資成果、1口当たり純資産価格の水準によっては分配を行わないこともあります。

■「円建ヘッジありクラスA/B」と「円建ヘッジなしクラスA/B」の2種類からお選びいただけます。

- 「円建ヘッジありクラスA/B」と「円建ヘッジなしクラスA/B」の各2クラスをご用意しており、投資者の運用ニーズに合わせて、お選びいただけます。
- 「円建ヘッジありクラスA/B」と「円建ヘッジなしクラスA/B」のクラスA間またはクラスB間で転換手数料なしでスイッチングが可能です。
- クラスB受益証券のご購入より7年経過後、投資者の反対の意思表示がない限り、クラスB受益証券はクラスA受益証券に転換手数料なしで転換されます。

注：クラスA受益証券とクラスB受益証券は手数料・費用等に相違があります。

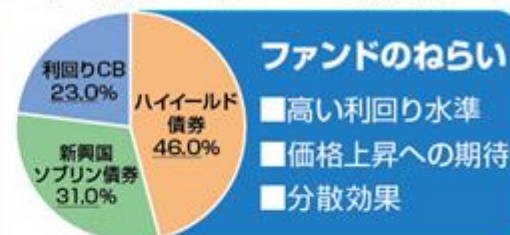
ファンドの投資対象

3つのタイプの高利回り債券にバランスよく投資することで、高い利回りおよび値上がり益の獲得を目指します。

利回りCB[®]とは…?

株式に転換できる権利がつけられた社債（転換社債型新株予約権付社債）のことで、株価上昇局面では株価に連動した価格上昇（株式としての性質）、株価下落局面では下値抵抗力（債券としての性質）が期待できます。

※CBの中でも利回りの高いものを指します。



※円グラフ内の数字は2017年8月末日時点の目標投資配分です。目標投資配分は運用上の目安となる配分であり、実際の投資配分とは異なることがあります。また、今後予告なく変更される可能性があります。

新興国ソブリン債券とは…?

新興国ソブリン債券は、新興国の政府や政府機関が発行、保証している債券（国債等）です。先進国ソブリン債券と比べて信用力が低い代わりに、高い利回りが期待できます。

ハイイールド債券とは…?

利回り（イールド）が高い（ハイ）債券のことで、一般的にBBB格未満の格付が付与された高利回りの社債です。デフォルト*（債務不履行）などのリスクもありますが、一方で利回りも高くなります。

※債券の利息や元本の支払いが、あらかじめ定められた契約通りに履行されないこと。

<訂正後>

（前略）

ハイイールド債券

この資産クラスの投資銘柄は主に、相対的に魅力的なリスク調整後利回りの米ドル建のハイイールド債券およびそのデリバティブで構成されている。米ドル以外の通貨により表示されるハイイールド債券への投資に対する限定的な配分も行うことができる。この資産クラスへの投資の参照インデックスは、ICE BofAML US High Yield Indexである。この資産クラスへの投資の目的は、毎月の分配金を確実に支払うために十分なインカムを上げるという目的と、（報酬および費用控除前で）参照インデックスのパフォーマンスとおおむね同じ水準の長期的なトータル・リターンを上げるという目的のバランスを取ることである。

新興国ソブリン債券

この資産クラスの投資銘柄は主に、米ドル建の新興国ソブリン債券、その他の債券およびそれらのデリバティブで構成されている。新興国通貨の先渡しおよび現地通貨建て債券への投資に対する限定的な配分も行うことができる。この資産クラスへの投資の参照インデックスは、JPMorgan EMBI Global Indexである。この資産クラスへの投資の目的は、毎月の分配を確実に支払うために十分なインカムを上げるという目的と、（報酬および費用控除前で）参照インデックスのパフォーマンスとおおむね同じ水準の長期的なトータル・リターンを上げるという目的のバランスを取ることである。

転換社債

この資産クラスへの投資目的は主に、毎月の分配金支払いのためのインカムを上げる一方で、トータル・リターンを最大化することである。この資産クラスの投資銘柄はほぼ、米ドル建の転換社債およびその他の債券から成る分散ポートフォリオで構成されている。米ドル以外の通貨により表示される転換証券およびその他の債務証券への投資に対する限定的な配分も行うことができる。使用される定量モデルは、信用力に対する市場の誤った認識に基づく利回りを付した転換社債を特定するためのもので、この資産クラスの投資銘柄は一般的に、その信用力に応じた値付けのなされていないと判断される高利回り債券で構成されている。利回りと信用力の関係は、常時監視され管理される。なお、転換社債のうちで、利回りの高いものを「利回りCB」ということがある。この資産クラスへの投資の参照インデックスは、ICE BofAML US Convertible Excluding Mandatory Indexである。

（中略）

ファンドの特徴

■3つのタイプの高利回り債券を投資対象とし、高い利子収入の確保とともに中長期的な信託財産の成長を図ることを目指します。

- 高利回り債券への投資配分は、ハイイールド債券50%、新興国ソブリン債券29%、利回りCB21%を2018年4月末日時点の目標投資配分とし、分散することで長期的に安定した収益の確保を目指します。

注1：投資配分は、日興グローバルラップ株式会社からの目標投資配分に関する助言をもとに投資運用会社が決定します。

注2：目標投資配分は運用上の目安となる配分であり、実際の投資配分とは異なることがあります。また、今後予告なく変更される可能性があります。

注3：なお、転換社債のうち、利回りが高いものを「利回りCB」ということがあり、ファンドは、転換社債については、利回りCBを主な投資対象とすることを投資方針とします。

■毎月分配を行うことを目指します。

- 毎月最終ファンド営業日を分配基準日とし、利子収入等を中心に安定分配を行うことを目指します。

注1：ファンド営業日とは、ルクセンブルグ、ニューヨークおよび東京において銀行および日本における金融商品取引業者が営業を行う日（土曜日もしくは日曜日を除きます。）、またはファンドに関し管理会社が別途決定する日をいいます。

注2：将来の投資成果、1口当たり純資産価格の水準によっては分配を行わないこともあります。

■「円建ヘッジあり毎月分配型クラスA/B」と「円建ヘッジなし毎月分配型クラスA/B」の2種類からお選びいただけます。

- 「円建ヘッジあり毎月分配型クラスA/B」と「円建ヘッジなし毎月分配型クラスA/B」の各2クラスをご用意しており、投資者の運用ニーズに合わせて、お選びいただけます。
- 「円建ヘッジあり毎月分配型クラスA/B」と「円建ヘッジなし毎月分配型クラスA/B」のクラスA間またはクラスB間で転換手数料なしでスイッチングが可能です。
- クラスB受益証券のご購入より7年経過後、投資者の反対の意思表示がない限り、クラスB受益証券はクラスA受益証券に転換手数料なしで転換されます。

注：クラスA受益証券とクラスB受益証券は手数料・費用等に相違があります。

ファンドの投資対象

3つのタイプの高利回り債券にバランスよく投資することで、高い利回りおよび値上がり益の獲得を目指します。



利回りCB*とは…?

株式に転換できる権利が付き社債（転換社債型新株予約権付社債）のことで、株価上昇局面では株価に連動した価格上昇（株式としての性質）、株価下落局面では下値抵抗（債券としての性質）が期待できます。

※CBの中でも利回りの高いものを指します。



※円グラフ内の数字は2018年4月末日時点の目標投資配分です。目標投資配分は運用上の目安となる配分であり、実際の投資配分とは異なることがあります。また、今後予告なく変更される可能性があります。



新興国ソブリン債券とは…?

新興国ソブリン債券は、新興国の政府や政府機関が発行、保証している債券（国債等）です。先進国ソブリン債券と比べて信用力が低い代わりに、高い利回りが期待できます。



ハイイールド債券とは…?

利回り（イールド）が高い（ハイ）債券のことで、一般的にBBB格未満の格付が付与された高利回りの社債です。デフォルト*（債務不履行）などのリスクもありますが、一方で利回りも高くなります。

※債券の利息や元本の支払いが、あらかじめ定められた契約通りに履行されないこと。

（３）運用体制

<訂正前>

（前略）

副投資運用会社

投資運用会社は、ファンド資産の投資および再投資の運用に関する業務を、B N Yメロン・アセット・マネジメント・ノースアメリカ・コーポレーションに委託している。

副投資運用会社は、株式公開企業であるザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの完全子会社であり、米国証券取引委員会に投資顧問会社として登録されている。

<ボルカー・ルール>

（後略）

<訂正後>

（前略）

副投資運用会社

投資運用会社は、ファンド資産の投資および再投資の運用に関する業務を、B N Yメロン・アセット・マネジメント・ノースアメリカ・コーポレーション（B N Yメロン・グループの3社が統合し、2018年2月1日から業務を開始）に委託している。

副投資運用会社は、株式公開企業であるザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの子会社であり、米国証券取引委員会に投資顧問会社として登録されている。

同社は多様な金融商品や運用手法を、アクティブ運用からパッシブ運用までの幅広い投資戦略で提供している。

<ボルカー・ルール>

（後略）

3 投資リスク

リスクに関する参考情報

以下の内容に更新されます。

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資1万口当たり純資産価格の推移

ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスのリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

円建ヘッジあり毎月分配型クラスA



円建ヘッジあり毎月分配型クラスB



円建ヘッジなし毎月分配型クラスA



円建ヘッジなし毎月分配型クラスB



*分配金再投資1万口当たり純資産価格は分配金(税引前)を再投資したものとみなして計算されており、実際の1万口当たり純資産価格と異なる場合があります。

*年間騰落率は2013年4月から2018年3月の各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

*全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
*2013年4月から2018年3月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値をファンドおよび他の代表的な資産クラス(円ベース)について表示したものです。

※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算されており、実際の1万口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

○各資産クラスの指数

- 日本株・・・東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
東京証券取引所市場一部に上場する全ての日本企業(内国普通株式全銘柄)を対象として算出した株価指数で、配当を考慮したものです。
- 先進国株・・・MSCI Kokusai(World ex Japan) Index(配当込み、円ベース)
MSCI Inc.が算出・公表している、日本を除く先進国の株式を対象として算出されたグローバルな株価指数で、配当を考慮したものです。
- 新興国株・・・MSCI EM(Emerging Markets) Index(配当込み、円ベース)
MSCI Inc.が算出・公表している、世界の新興国の株式を対象として算出された株価指数で、配当を考慮したものです。
- 日本国債・・・NOMURA-BPI 国債
野村證券株式会社が算出・公表している、日本の公募債券流通市場全体の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。
- 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし、円ベース)
FTSE Fixed Income LLCが算出・公表している債券インデックスで、日本を除く世界の主要国の国債の価格と利息収入を合わせた総合投資収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。
- 新興国債・・・THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY index
J.P.Morgan Securities LLCが算出・公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした、時価総額ベースの指数です。

TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、東京証券取引所に帰属します。
MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

上記各指数の騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。
株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

4 手数料等及び税金

(5) 課税上の取扱い

<訂正前>

(A) 日本

2017年9月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

(後略)

<訂正後>

(A) 日本

2018年4月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

(後略)

5 運用状況

以下の内容に更新されます。

(1) 投資状況（資産別および地域別の投資状況）

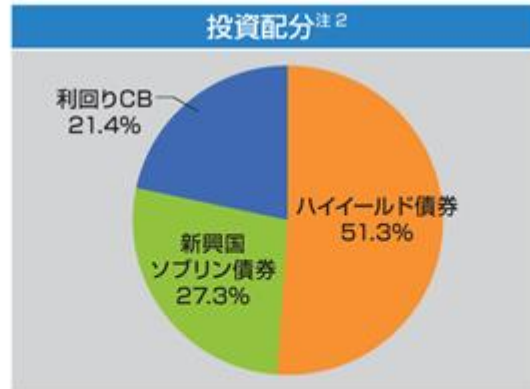
（2018年3月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
債券	アメリカ合衆国	25,092,604,064	60.63
	カナダ	1,428,428,456	3.45
	メキシコ	1,173,545,847	2.84
	ルクセンブルグ	1,125,938,223	2.72
	アルゼンチン	632,251,937	1.53
	インドネシア	549,864,425	1.33
	オランダ	509,321,590	1.23
	アイルランド	490,400,876	1.18
	イギリス	406,083,476	0.98
	バミューダ諸島	389,110,672	0.94
	トルコ	383,446,530	0.93
	ブラジル	354,089,783	0.86
	ケイマン諸島	352,807,141	0.85
	エクアドル	325,939,161	0.79
	イラク	311,515,404	0.75
	モロッコ	305,014,775	0.74
	ウクライナ	294,740,036	0.71
	カザフスタン	237,363,438	0.57
	コロンビア	217,384,286	0.53
	ペルー	205,673,822	0.50
	英領ヴァージン諸島	182,813,052	0.44
	ナイジェリア	182,363,199	0.44
	ロシア	169,238,079	0.41
	セネガル	157,803,796	0.38
	ジョージア	150,846,298	0.36
	南アフリカ	147,345,509	0.36
	オマーン	147,180,010	0.36
	シンガポール	142,016,008	0.34
	フランス	140,465,889	0.34
	ケニア	137,160,028	0.33
エルサルバドル	134,167,380	0.32	
レバノン	119,652,703	0.29	
トーゴ	113,995,317	0.28	
コートジボワール	113,459,525	0.27	

資産の種類	国・地域名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
債券	アゼルバイジャン	99,808,901	0.24
	スリランカ	97,500,556	0.24
	ドミニカ	85,126,805	0.21
	バーレーン	73,904,838	0.18
	イスラエル	73,565,968	0.18
	ヨルダン	72,807,850	0.18
	コスタリカ	66,900,557	0.16
	ジャージー	65,394,438	0.16
	ガボン	63,153,379	0.15
	パラグアイ	53,847,034	0.13
	ギリシャ	53,372,611	0.13
	ガーナ	48,883,941	0.12
	ザンビア	48,678,145	0.12
	アンゴラ	41,922,140	0.10
	ホンジュラス	29,330,237	0.07
	チリ	25,700,568	0.06
	パキスタン	25,579,481	0.06
	ジャマイカ	21,650,717	0.05
インド	19,395,159	0.05	
中期債券	トルコ	353,033,644	0.85
	インドネシア	277,630,703	0.67
	レバノン	248,336,105	0.60
	アイルランド	175,149,690	0.42
	エジプト	130,127,473	0.31
	カザフスタン	123,557,762	0.30
	ルクセンブルグ	58,296,875	0.14
	ナイジェリア	56,269,761	0.14
	南アフリカ	36,369,205	0.09
先物取引	アメリカ合衆国	- 2,108,211	- 0.01
	ドイツ	- 4,104,717	- 0.01
小計		39,343,112,350	95.06
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		2,044,693,804	4.94
合計 (純資産価額)		41,387,806,154	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

< 参考情報 >

ポートフォリオの状況^{注1}

注1：上記は2018年3月末日現在のポートフォリオのデータを示したものであり、将来の運用成果を保証・示唆するものではありません。

注2：投資配分は2018年3月末日現在の各資産クラスの時価総額をファンドの純資産価額（現金を除きます。）で除した値です。小数点第2位を四捨五入している関係で、必ずしも合計が100にならない場合があります。

(2) 投資資産（2018年3月末日現在）

投資有価証券の主要銘柄

上位30銘柄

順位	銘柄名	国・地域名	種類	利率 (%)	償還日	額面価額	取得価額 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
1	MICRON TECHNOLOGY 3 CV 15NOV43	アメリカ合衆国	利回りC B	3.000	2043/11/15	1,500,000 米ドル	169,949,376	282,684,940	0.68
2	INTEL CORP 3.25 CV 01AUG39	アメリカ合衆国	利回りC B	3.250	2039/8/1	1,000,000 米ドル	195,350,620	253,648,573	0.61
3	PETROLEOS MEXICANOS 4.875 24JAN22	メキシコ	新興国ソブリン債券	4.875	2022/1/24	2,260,000 米ドル	260,707,831	245,640,632	0.59
4	PRICELINE GROUP INC 0.9 CV 15SEP21	アメリカ合衆国	利回りC B	0.900	2021/9/15	1,850,000 米ドル	214,254,694	243,990,211	0.59
5	VNESHECONOMBANK 6.8 22NOV25 REGS	アイルランド	新興国ソブリン債券	6.800	2025/11/22	1,914,000 米ドル	211,723,540	228,364,849	0.55
6	IRAQ REP OF 6.752 09MAR23 REGS	イラク	新興国ソブリン債券	6.752	2023/3/9	2,110,000 米ドル	231,887,919	228,021,541	0.55
7	MICROCHIP TECHNO 1.625 CV 15FEB27	アメリカ合衆国	利回りC B	1.625	2027/2/15	1,800,000 米ドル	203,313,038	225,847,410	0.55
8	TC ZIRAAT BANKASI 4.75 29APR21 REGS	トルコ	新興国ソブリン債券	4.750	2021/4/29	2,050,000 米ドル	230,008,800	214,419,476	0.52
9	US T-BILL 0.00 27SEP18	アメリカ合衆国	新興国ソブリン債券 ^(*)	0.000	2018/9/27	2,000,000 米ドル	208,971,432	211,105,313	0.51
10	PERTAMINA PERSER 5.625 20MAY43 REGS	インドネシア	新興国ソブリン債券	5.625	2043/5/20	1,865,000 米ドル	195,851,383	203,774,207	0.49
11	OFFICE CHERIFIEN 6.875 25APR44 REGS	モロッコ	新興国ソブリン債券	6.875	2044/4/25	1,640,000 米ドル	212,643,629	194,883,101	0.47
12	BANCO NAC DESEN 4.75 09MAY24 REGS	ブラジル	新興国ソブリン債券	4.750	2024/5/9	1,800,000 米ドル	201,300,030	190,783,799	0.46
13	BWAY HOLDING CO 7.25 15APR25 144a	アメリカ合衆国	ハイイールド債券	7.250	2025/4/15	1,685,000 米ドル	187,498,593	183,170,505	0.44
14	NIGERIA REP OF 6.5 28NOV27 REGS	ナイジェリア	新興国ソブリン債券	6.500	2027/11/28	1,690,000 米ドル	196,843,058	182,363,199	0.44
15	VEB FINANCE 6.025 05JUL22 RegS	アイルランド	新興国ソブリン債券	6.025	2022/7/5	1,550,000 米ドル	188,820,818	175,149,690	0.42
16	MPH ACQ HOLD 7.125 01JUN24 144A	アメリカ合衆国	ハイイールド債券	7.125	2024/6/1	1,480,000 米ドル	163,086,169	162,857,304	0.39
17	US T-BILL 0.00 05APR18	アメリカ合衆国	新興国ソブリン債券 ^(*)	0.000	2018/4/5	1,521,000 米ドル	163,227,370	162,079,435	0.39
18	SCIENTIFIC GAMES 10 01DEC22	アメリカ合衆国	ハイイールド債券	10.000	2022/12/1	1,390,000 米ドル	140,417,158	159,249,739	0.38
19	UKRAINE GOVT 7.75 01SEP26 SER REGS	ウクライナ	新興国ソブリン債券	7.750	2026/9/1	1,460,000 米ドル	165,326,679	158,823,567	0.38
20	POLARIS INTERMEDIA 8.5 01DEC22 144A	アメリカ合衆国	ハイイールド債券	8.500	2022/12/1	1,455,000 米ドル	160,969,481	158,361,836	0.38
21	UNIVERSAL HOSP SER 7.625 15AUG20	アメリカ合衆国	ハイイールド債券	7.625	2020/8/15	1,465,000 米ドル	163,542,776	157,303,413	0.38
22	LAM RESEARCH 1.25 CV 15MAY18	アメリカ合衆国	利回りC B	1.250	2018/5/15	450,000 米ドル	71,921,907	156,306,915	0.38
23	PERUSAHAAN LISTRI 5.25 24OCT42 REGS	インドネシア	新興国ソブリン債券	5.250	2042/10/24	1,455,000 米ドル	144,531,580	151,965,336	0.37
24	BGEO GROUP JSC 6 26JUL23 REGS	ジョージア	新興国ソブリン債券	6.000	2023/7/26	1,400,000 米ドル	158,529,468	150,846,298	0.36
25	PETROLEOS MEX 6.875 04AUG26	メキシコ	新興国ソブリン債券	6.875	2026/8/4	1,260,000 米ドル	148,596,087	146,826,714	0.35
26	ALLY FINANCIAL INC 5.75 20NOV25	アメリカ合衆国	ハイイールド債券	5.750	2025/11/20	1,325,000 米ドル	146,114,897	144,918,728	0.35
27	ECOPETROL SA 5.875 28MAY45	コロンビア	新興国ソブリン債券	5.875	2045/5/28	1,360,000 米ドル	133,537,862	142,115,672	0.34
28	LEBANESE REP OF 6.60 27NOV26 GMTN	レバノン	新興国ソブリン債券	6.600	2026/11/27	1,400,000 米ドル	150,885,489	141,655,268	0.34
29	DVPT BK OF KAZAK 4.125 10DEC22 REGS	カザフスタン	新興国ソブリン債券	4.125	2022/12/10	1,320,000 米ドル	151,184,134	140,214,799	0.34
30	PETROBRAS GLOBAL FIN 6.75 27JAN41	オランダ	新興国ソブリン債券	6.750	2041/1/27	1,355,000 米ドル	128,386,196	139,354,845	0.34

(*) 当銘柄は、副投資運用会社が運用する新興国ソブリン債券ポートフォリオに含まれているため、便宜的に、この種類に分類されている。

投資不動産物件

該当事項なし（2018年3月末日現在）。

その他投資資産の主要なもの

該当事項なし（2018年3月末日現在）。

(3) 運用実績

純資産の推移

下記会計年度末および2018年3月末日までの1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

() 円建ヘッジあり毎月分配型クラスA受益証券

	純資産価額（円）	1口当たり 純資産価格（円）
第1会計年度末 (2010年1月末日)	1,220,719,507	1.0519
第2会計年度末 (2011年1月末日)	2,401,610,999	1.0671
第3会計年度末 (2012年1月末日)	2,638,522,756	0.9771
第4会計年度末 (2013年1月末日)	2,968,972,874	0.9758
第5会計年度末 (2014年1月末日)	1,345,824,987	0.9221
第6会計年度末 (2015年1月末日)	955,803,863	0.8646
第7会計年度末 (2016年1月末日)	814,656,602	0.7264
第8会計年度末 (2017年1月末日)	2,947,403,676	0.7530
第9会計年度末 (2018年1月末日)	7,344,998,512	0.7255
2017年4月末日	5,292,876,316	0.7531
5月末日	5,328,732,354	0.7526
6月末日	5,455,698,979	0.7444
7月末日	5,665,222,320	0.7475
8月末日	5,830,223,895	0.7422
9月末日	6,135,343,535	0.7415
10月末日	6,487,748,731	0.7397
11月末日	6,757,525,366	0.7318
12月末日	7,000,493,846	0.7270
2018年1月末日	7,344,998,512	0.7255
2月末日	4,257,015,641	0.7104
3月末日	4,585,900,070	0.6972

() 円建ヘッジなし毎月分配型クラスA受益証券

	純資産価額（円）	1口当たり 純資産価格（円）
第1会計年度末 (2010年1月末日)	500,170	1.0003
第2会計年度末 (2011年1月末日)	466,495	0.9330
第3会計年度末 (2012年1月末日)	220,048,245	0.7909
第4会計年度末 (2013年1月末日)	261,353,934	0.9393
第5会計年度末 (2014年1月末日)	148,964,294	1.0182
第6会計年度末 (2015年1月末日)	231,136,957	1.1142
第7会計年度末 (2016年1月末日)	402,268,560	0.9873
第8会計年度末 (2017年1月末日)	912,587,780	1.0018
第9会計年度末 (2018年1月末日)	1,003,719,028	0.9613
2017年4月末日	925,652,646	0.9886
5月末日	931,672,125	0.9879
6月末日	912,325,776	0.9903
7月末日	910,128,662	0.9848
8月末日	924,302,957	0.9798
9月末日	962,924,547	1.0001
10月末日	991,116,027	1.0080
11月末日	997,289,542	0.9936
12月末日	1,018,914,099	0.9935
2018年1月末日	1,003,719,028	0.9613
2月末日	1,030,164,235	0.9310
3月末日	1,050,351,556	0.9128

() 円建ヘッジあり毎月分配型クラスB受益証券

	純資産価額（円）	1口当たり 純資産価格（円）
第1会計年度末 (2010年1月末日)	21,306,392,091	1.0494
第2会計年度末 (2011年1月末日)	63,570,244,149	1.0603
第3会計年度末 (2012年1月末日)	94,921,477,022	0.9654
第4会計年度末 (2013年1月末日)	117,733,319,477	0.9589
第5会計年度末 (2014年1月末日)	107,488,507,905	0.9002
第6会計年度末 (2015年1月末日)	87,627,559,218	0.8402
第7会計年度末 (2016年1月末日)	51,611,305,189	0.7007
第8会計年度末 (2017年1月末日)	43,521,948,834	0.7205
第9会計年度末 (2018年1月末日)	33,686,186,063	0.6882
2017年4月末日	41,347,442,696	0.7193
5月末日	40,597,999,100	0.7183
6月末日	39,582,087,805	0.7098
7月末日	39,217,866,114	0.7118
8月末日	38,545,198,959	0.7062
9月末日	37,345,075,952	0.7051
10月末日	36,478,860,102	0.7029
11月末日	35,732,424,097	0.6948
12月末日	34,776,403,214	0.6897
2018年1月末日	33,686,186,063	0.6882
2月末日	32,355,903,769	0.6734
3月末日	31,263,783,021	0.6603

() 円建ヘッジなし毎月分配型クラスB受益証券

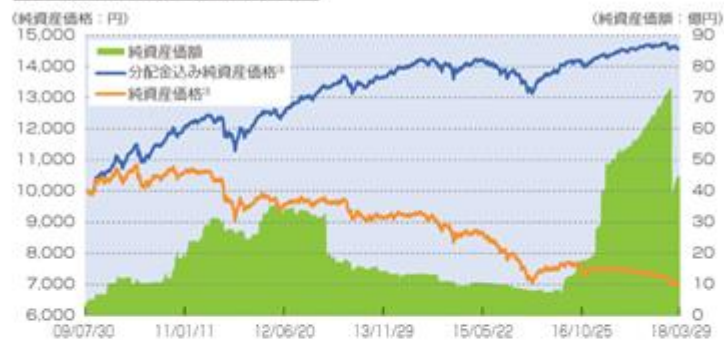
	純資産価額（円）	1口当たり 純資産価格（円）
第1会計年度末 (2010年1月末日)	13,109,707,171	0.9975
第2会計年度末 (2011年1月末日)	7,036,903,139	0.9247
第3会計年度末 (2012年1月末日)	5,965,473,589	0.7791
第4会計年度末 (2013年1月末日)	9,557,167,467	0.9195
第5会計年度末 (2014年1月末日)	9,632,060,990	0.9901
第6会計年度末 (2015年1月末日)	12,600,072,143	1.0764
第7会計年度末 (2016年1月末日)	9,092,429,320	0.9472
第8会計年度末 (2017年1月末日)	5,687,462,412	0.9535
第9会計年度末 (2018年1月末日)	4,783,569,635	0.9074
2017年4月末日	5,204,500,338	0.9390
5月末日	5,041,559,299	0.9377
6月末日	5,108,891,133	0.9393
7月末日	4,953,918,003	0.9335
8月末日	4,879,453,246	0.9281
9月末日	4,917,287,397	0.9466
10月末日	4,937,029,711	0.9535
11月末日	4,941,530,229	0.9392
12月末日	4,948,347,267	0.9384
2018年1月末日	4,783,569,635	0.9074
2月末日	4,633,356,783	0.8781
3月末日	4,487,771,507	0.8603

< 参考情報 >

純資産価額および1万口当たり純資産価格の推移

(2009年7月30日(設定日)～2018年3月末日)

円建ヘッジあり毎月分配型クラスA



円建ヘッジあり毎月分配型クラスB



円建ヘッジなし毎月分配型クラスA



円建ヘッジなし毎月分配型クラスB



(注)分配金込み純資産価格および純資産価格は、1万口当たりの数値です。

また、分配金込み純資産価格とは、分配金(税引き前)を加算した純資産価格です。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

分配の推移

（ ）円建ヘッジあり毎月分配型クラスA受益証券

会計年度	1口当たり分配金
第1会計年度	0.0405円
第2会計年度	0.1030円
第3会計年度	0.1080円
第4会計年度	0.1080円
第5会計年度	0.0990円
第6会計年度	0.0720円
第7会計年度	0.0720円
第8会計年度	0.0720円
第9会計年度	0.0720円

（ ）円建ヘッジなし毎月分配型クラスA受益証券

会計年度	1口当たり分配金
第1会計年度	0.0400円
第2会計年度	0.0960円
第3会計年度	0.0960円
第4会計年度	0.0960円
第5会計年度	0.0900円
第6会計年度	0.0720円
第7会計年度	0.0720円
第8会計年度	0.0720円
第9会計年度	0.0720円

（ ）円建ヘッジあり毎月分配型クラスB受益証券

会計年度	1口当たり分配金
第1会計年度	0.0405円
第2会計年度	0.1030円
第3会計年度	0.1080円
第4会計年度	0.1080円
第5会計年度	0.0990円
第6会計年度	0.0720円
第7会計年度	0.0720円
第8会計年度	0.0720円
第9会計年度	0.0720円

() 円建ヘッジなし毎月分配型クラスB 受益証券

会計年度	1口当たり分配金
第1会計年度	0.0400円
第2会計年度	0.0960円
第3会計年度	0.0960円
第4会計年度	0.0960円
第5会計年度	0.0900円
第6会計年度	0.0720円
第7会計年度	0.0720円
第8会計年度	0.0720円
第9会計年度	0.0720円

2018年3月末日までの1年間における分配の推移は、以下のとおりである。

() 円建ヘッジあり毎月分配型クラスA 受益証券

計算期間	1口当たり分配金
2017年4月1日～2018年3月末日	0.0720円

() 円建ヘッジなし毎月分配型クラスA 受益証券

計算期間	1口当たり分配金
2017年4月1日～2018年3月末日	0.0720円

() 円建ヘッジあり毎月分配型クラスB 受益証券

計算期間	1口当たり分配金
2017年4月1日～2018年3月末日	0.0720円

() 円建ヘッジなし毎月分配型クラスB 受益証券

計算期間	1口当たり分配金
2017年4月1日～2018年3月末日	0.0720円

< 参考情報 >

分配の推移円建ヘッジあり毎月分配型クラスA/B

< 分配金実績 (税引き前・1万口当たり) (分配基準日ベース) >

	設定来合計	直近12か月計	2017/4	2017/5	2017/6	2017/7	2017/8
クラスA	7,645円	720円	60円	60円	60円	60円	60円
クラスB	7,645円	720円	60円	60円	60円	60円	60円
	2017/9	2017/10	2017/11	2017/12	2018/1	2018/2	2018/3
クラスA	60円	60円	60円	60円	60円	60円	60円
クラスB	60円	60円	60円	60円	60円	60円	60円

円建ヘッジなし毎月分配型クラスA/B

< 分配金実績 (税引き前・1万口当たり) (分配基準日ベース) >

	設定来合計	直近12か月計	2017/4	2017/5	2017/6	2017/7	2017/8
クラスA	7,240円	720円	60円	60円	60円	60円	60円
クラスB	7,240円	720円	60円	60円	60円	60円	60円
	2017/9	2017/10	2017/11	2017/12	2018/1	2018/2	2018/3
クラスA	60円	60円	60円	60円	60円	60円	60円
クラスB	60円	60円	60円	60円	60円	60円	60円

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

収益率の推移

() 円建ヘッジあり毎月分配型クラスA受益証券

会計年度	収益率(注)
第1会計年度	9.24%
第2会計年度	11.24%
第3会計年度	1.69%
第4会計年度	10.92%
第5会計年度	4.64%
第6会計年度	1.57%
第7会計年度	-7.66%
第8会計年度	13.57%
第9会計年度	5.91%

() 円建ヘッジなし毎月分配型クラスA受益証券

会計年度	収益率(注)
第1会計年度	4.03%
第2会計年度	2.87%
第3会計年度	-4.94%
第4会計年度	30.90%
第5会計年度	17.98%
第6会計年度	16.50%
第7会計年度	-4.93%
第8会計年度	8.76%
第9会計年度	3.14%

() 円建ヘッジあり毎月分配型クラスB受益証券

会計年度	収益率(注)
第1会計年度	8.99%
第2会計年度	10.85%
第3会計年度	1.24%
第4会計年度	10.51%
第5会計年度	4.20%
第6会計年度	1.33%
第7会計年度	-8.03%
第8会計年度	13.10%
第9会計年度	5.51%

() 円建ヘッジなし毎月分配型クラスB 受益証券

会計年度	収益率(注)
第1会計年度	3.75%
第2会計年度	2.33%
第3会計年度	-5.36%
第4会計年度	30.34%
第5会計年度	17.47%
第6会計年度	15.99%
第7会計年度	-5.31%
第8会計年度	8.27%
第9会計年度	2.72%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格(当該計算期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配落ちの額)

(第1会計年度の場合、当初発行価格(1円))

2017年4月1日から2018年3月末日までの期間における収益率は、以下のとおりである。

() 円建ヘッジあり毎月分配型クラスA 受益証券

計算期間	収益率(注)
2017年4月1日～2018年3月末日	2.42%

() 円建ヘッジなし毎月分配型クラスA 受益証券

計算期間	収益率(注)
2017年4月1日～2018年3月末日	-0.20%

() 円建ヘッジあり毎月分配型クラスB 受益証券

計算期間	収益率(注)
2017年4月1日～2018年3月末日	2.02%

() 円建ヘッジなし毎月分配型クラスB 受益証券

計算期間	収益率(注)
2017年4月1日～2018年3月末日	-0.61%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 2018年3月末日現在の1口当たり純資産価格(当該計算期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 2017年3月末日現在の1口当たり純資産価格(分配落ちの額)

< 参考情報 >

収益率の推移

円建ヘッジあり毎月分配型クラスA/B



円建ヘッジなし毎月分配型クラスA/B

(注)収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 計算期間末の1口当たり純資産価格 (当該計算期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該計算期間の直前の計算期間末の1口当たり純資産価格 (分配落ちの額)

※第1会計年度の場合、当初発行価格 (1円) です。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

(4) 販売及び買戻しの実績

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

() 円建ヘッジあり毎月分配型クラスA受益証券

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	1,160,500,000 (1,160,500,000)	0 (0)	1,160,500,000 (1,160,500,000)
第2会計年度	1,930,000,000 (1,930,000,000)	840,000,000 (840,000,000)	2,250,500,000 (2,250,500,000)
第3会計年度	1,259,996,821 (1,259,996,821)	810,000,000 (810,000,000)	2,700,496,821 (2,700,496,821)
第4会計年度	1,677,000,000 (1,677,000,000)	1,335,000,000 (1,335,000,000)	3,042,496,821 (3,042,496,821)
第5会計年度	400,000,000 (400,000,000)	1,982,996,821 (1,982,996,821)	1,459,500,000 (1,459,500,000)
第6会計年度	285,000,000 (285,000,000)	639,000,000 (639,000,000)	1,105,500,000 (1,105,500,000)
第7会計年度	116,000,000 (116,000,000)	100,000,000 (100,000,000)	1,121,500,000 (1,121,500,000)
第8会計年度	3,248,106,066 (3,248,106,066)	455,321,800 (455,321,800)	3,914,284,266 (3,914,284,266)
第9会計年度	6,973,118,184 (6,973,118,184)	763,520,217 (763,520,217)	10,123,882,233 (10,123,882,233)

() 円建ヘッジなし毎月分配型クラスA受益証券

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	500,000 (500,000)	0 (0)	500,000 (500,000)
第2会計年度	0 (0)	0 (0)	500,000 (500,000)
第3会計年度	387,955,909 (387,955,909)	110,213,826 (110,213,826)	278,242,083 (278,242,083)
第4会計年度	0 (0)	0 (0)	278,242,083 (278,242,083)
第5会計年度	457,458,352 (457,458,352)	589,399,700 (589,399,700)	146,300,735 (146,300,735)
第6会計年度	252,189,731 (252,189,731)	191,047,921 (191,047,921)	207,442,545 (207,442,545)
第7会計年度	200,000,000 (200,000,000)	0 (0)	407,442,545 (407,442,545)
第8会計年度	730,441,145 (730,441,145)	226,952,693 (226,952,693)	910,930,997 (910,930,997)

第9会計年度	215,334,112 (215,334,112)	82,169,129 (82,169,129)	1,044,095,980 (1,044,095,980)
--------	------------------------------	----------------------------	----------------------------------

() 円建ヘッジあり毎月分配型クラスB受益証券

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	22,133,343,484 (22,133,343,484)	1,830,850,000 (1,830,850,000)	20,302,493,484 (20,302,493,484)
第2会計年度	54,639,200,255 (54,639,200,255)	14,984,853,801 (14,984,853,801)	59,956,839,938 (59,956,839,938)
第3会計年度	66,136,179,372 (66,136,179,372)	27,771,651,718 (27,771,651,718)	98,321,367,592 (98,321,367,592)
第4会計年度	71,857,204,837 (71,857,204,837)	47,399,909,167 (47,399,909,167)	122,778,663,262 (122,778,663,262)
第5会計年度	45,718,640,493 (45,718,640,493)	49,098,300,948 (49,098,300,948)	119,399,002,807 (119,399,002,807)
第6会計年度	17,757,214,533 (17,757,214,533)	32,864,219,554 (32,864,219,554)	104,291,997,786 (104,291,997,786)
第7会計年度	5,486,061,973 (5,486,061,973)	36,120,704,682 (36,120,704,682)	73,657,355,077 (73,657,355,077)
第8会計年度	7,834,257,671 (7,834,257,671)	21,087,216,570 (21,087,216,570)	60,404,396,178 (60,404,396,178)
第9会計年度	5,361,857,391 (5,361,857,391)	16,819,710,281 (16,819,710,281)	48,946,543,288 (48,946,543,288)

() 円建ヘッジなし毎月分配型クラスB受益証券

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	13,660,239,381 (13,660,239,381)	517,530,000 (517,530,000)	13,142,709,381 (13,142,709,381)
第2会計年度	3,024,856,483 (3,024,856,483)	8,557,822,864 (8,557,822,864)	7,609,743,000 (7,609,743,000)
第3会計年度	3,983,938,333 (3,983,938,333)	3,937,264,224 (3,937,264,224)	7,656,417,109 (7,656,417,109)
第4会計年度	7,052,926,352 (7,052,926,352)	4,314,987,473 (4,314,987,473)	10,394,355,988 (10,394,355,988)
第5会計年度	5,480,093,525 (5,480,093,525)	6,145,923,686 (6,145,923,686)	9,728,525,827 (9,728,525,827)
第6会計年度	5,026,885,382 (5,026,885,382)	3,049,542,488 (3,049,542,488)	11,705,868,721 (11,705,868,721)
第7会計年度	1,941,404,250 (1,941,404,250)	4,048,158,402 (4,048,158,402)	9,599,114,569 (9,599,114,569)
第8会計年度	1,120,337,810 (1,120,337,810)	4,754,716,450 (4,754,716,450)	5,964,735,929 (5,964,735,929)
第9会計年度	781,320,541 (781,320,541)	1,474,047,611 (1,474,047,611)	5,272,008,859 (5,272,008,859)

(注1) ()内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

(注2) 第1会計年度の販売口数には、当初申込期間中の販売口数を含む。

2018年3月末日までの1年間における販売および買戻しの実績ならびに2018年3月末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

() 円建ヘッジあり毎月分配型クラスA 受益証券

販売口数	買戻口数	発行済口数
5,587,695,498	5,723,712,078	6,577,669,022
(5,587,695,498)	(5,723,712,078)	(6,577,669,022)

() 円建ヘッジなし毎月分配型クラスA 受益証券

販売口数	買戻口数	発行済口数
307,672,683	86,731,625	1,150,633,720
(307,672,683)	(86,731,625)	(1,150,633,720)

() 円建ヘッジあり毎月分配型クラスB 受益証券

販売口数	買戻口数	発行済口数
5,003,967,391	16,607,688,496	47,346,052,347
(5,003,967,391)	(16,607,688,496)	(47,346,052,347)

() 円建ヘッジなし毎月分配型クラスB 受益証券

販売口数	買戻口数	発行済口数
857,372,762	1,316,873,484	5,216,555,648
(857,372,762)	(1,316,873,484)	(5,216,555,648)

(注)()内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

<訂正前>

（1）海外における販売手続等

（中略）

マネー・ロンダリング防止規定

（中略）

ケイマン諸島の居住者が、その他の者が犯罪行為に従事していることまたはテロ行為もしくはテロリストの資産に関係していることを知りもしくは疑いを抱きまたはその認識もしくは疑いに対する合理的根拠を有する場合、このように知りまたは疑ったことに係る情報が、規制業種の事業を通じて得られたものである場合、かかる者は（ ）犯罪行為またはマネー・ロンダリングに関する開示の場合にはケイマン諸島の犯罪に係る受取金に関する法律（2017年改訂）に基づきケイマン諸島の財務報告当局に、（ ）テロ行為またはテロリストの資金調達および資産への関与に関する開示の場合にはケイマン諸島のテロリズム法（2017年改訂）に基づき巡査またはそれ以上の職位の警察官にかかる認識または疑いを報告する義務を負い、当該報告は、法令その他により課せられた秘密保持または情報開示への制限に対する違反として取り扱われないものとする。

（後略）

<訂正後>

（1）海外における販売手続等

（中略）

マネー・ロンダリング防止規定

（中略）

ケイマン諸島に所在する者が、その他の者が犯罪行為に従事していることまたはテロ行為もしくはテロリストの資産に関係していることを知りもしくは疑いを抱きまたはその認識もしくは疑いに対する合理的根拠を有する場合、このように知りまたは疑ったことに係る情報が、規制業種の事業を通じて得られたものである場合、かかる者は（ ）犯罪行為またはマネー・ロンダリングに関する開示の場合にはケイマン諸島の犯罪に係る受取金に関する法律（2018年改訂）に基づきケイマン諸島の財務報告当局に、（ ）テロ行為またはテロリストの資金調達および資産への関与に関する開示の場合にはケイマン諸島のテロリズム法（2018年改訂）に基づき巡査またはそれ以上の職位の警察官にかかる認識または疑いを報告する義務を負い、当該報告は、法令その他により課せられた秘密保持または情報開示への制限に対する違反として取り扱われないものとする。

（後略）

3 転換（スイッチング）手続等

<訂正前>

（前略）

（2）日本における転換（スイッチング）手続等

日本における受益証券の転換は、各転換日に、毎月分配型円建ヘッジありクラスA受益証券と毎月分配型円建ヘッジなしクラスA受益証券の相互間、および/または、毎月分配型円建ヘッジありクラスB受益証券と毎月分配型円建ヘッジなしクラスB受益証券の相互間の転換を転換手数料なしで行うことができる。

（中略）

（注）クラスB受益証券の保有期間（購入後経過年数）は、毎月分配型円建ヘッジありクラスB受益証券と毎月分配型円建ヘッジなしクラスB受益証券のクラスの相互間において転換された後も継続される。

（後略）

<訂正後>

（前略）

（２）日本における転換（スイッチング）手続等

日本における受益証券の転換は、各転換日に、円建ヘッジあり毎月分配型クラスA受益証券と円建ヘッジなし毎月分配型クラスA受益証券の相互間、および/または、円建ヘッジあり毎月分配型クラスB受益証券と円建ヘッジなし毎月分配型クラスB受益証券の相互間の転換を転換手数料なしで行うことができる。

（中略）

（注）クラスB受益証券の保有期間（購入後経過年数）は、円建ヘッジあり毎月分配型クラスB受益証券と円建ヘッジなし毎月分配型クラスB受益証券のクラスの相互間において転換された後も継続される。

（後略）

第3 ファンドの経理状況

1 財務諸表

<訂正前>

（前略）

ファンド名は、2016年7月に「メロン・オフショア・ファンズ - 日興BNYメロン利回り債券3分法ファンド毎月分配型（Mellon Offshore Funds - NIKKO BNY Mellon Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type）」から「ニッポン・オフショア・ファンズ - 日興利回り債券3分法ファンド毎月分配型（Nippon Offshore Funds - NIKKO Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type）」に変更され、2017年7月31日に「ニッポン・オフショア・ファンズ - 利回り債券3分法ファンド毎月分配型（Nippon Offshore Funds - Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type）」に変更された。

（後略）

<訂正後>

（前略）

ファンド名は、2016年7月に「メロン・オフショア・ファンズ - 日興BNYメロン利回り債券3分法ファンド毎月分配型（Mellon Offshore Funds - NIKKO BNY Mellon Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type）」から「ニッポン・オフショア・ファンズ - 日興利回り債券3分法ファンド毎月分配型（Nippon Offshore Funds - NIKKO Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type）」に変更され、2017年7月31日に「ニッポン・オフショア・ファンズ - 利回り債券3分法ファンド毎月分配型（Nippon Offshore Funds - Tri-Sector High Income Bond Fund Monthly Distribution Type）」に変更され、2018年6月4日に「ニッポン・オフショア・ファンズ - 利回り債券3分法ファンド（Nippon Offshore Funds - Tri-Sector High Income Bond Fund）」に変更された。

（後略）

2 ファンドの現況

純資産額計算書

以下の内容に更新されます。

() 円建ヘッジあり毎月分配型クラスA 受益証券

(2018年3月末日現在)

	円(を除く。)
資産総額	4,592,160,436
負債総額	6,260,366
純資産価額(-)	4,585,900,070
発行済受益証券口数	6,577,669,022口
1口当たり純資産価格(/)	0.6972

() 円建ヘッジなし毎月分配型クラスA 受益証券

(2018年3月末日現在)

	円(を除く。)
資産総額	1,051,815,684
負債総額	1,464,128
純資産価額(-)	1,050,351,556
発行済受益証券口数	1,150,633,720口
1口当たり純資産価格(/)	0.9128

() 円建ヘッジあり毎月分配型クラスB 受益証券

(2018年3月末日現在)

	円(を除く。)
資産総額	31,320,103,864
負債総額	56,320,843
純資産価額(-)	31,263,783,021
発行済受益証券口数	47,346,052,347口
1口当たり純資産価格(/)	0.6603

(iv) 円建ヘッジなし毎月分配型クラスB 受益証券

(2018年3月末日現在)

	円(を除く。)
資産総額	4,495,831,189
負債総額	8,059,682
純資産価額(-)	4,487,771,507
発行済受益証券口数	5,216,555,648口
1口当たり純資産価格(/)	0.8603

第三部 特別情報

第1 管理会社の概況

1 管理会社の概況

<訂正前>

(1) 資本金の額 (2017年 6 月末日現在)

2017年 6 月末日現在、管理会社の資本金の額は246,310円で、全額払込済である。管理会社の授権株式総数は普通株式450,000株および償還可能優先株式450,000株で、発行済株式の総数は、普通株式1,000株および償還可能優先株式1,000株である。なお、管理会社の純資産の額は、2017年 6 月末日現在、約68億円である。

最近 5 年間に資本の増減はなされていない。ただし、2007年 7 月 1 日より、資本金を含む財務書類の記帳通貨が米ドルから円に変更された。

(2) 管理会社の機構

管理会社はケイマン諸島において設立され、現在存続している法人である。2017年 6 月末日現在、同社の取締役会は、以下の 4 名の取締役から構成される。

(後略)

< 訂正後 >

(1) 資本金の額

2017年 6 月末日現在、管理会社の資本金の額は246,310円 (全額払込済)、授権株式総数は、普通株式450,000株および償還可能優先株式450,000株、発行済株式数は、普通株式1,000株および償還可能優先株式1,000株、純資産の額は約68億円である。

最近 5 年間に資本の増減はなされていない。ただし、2007年 7 月 1 日より、資本金を含む財務書類の記帳通貨が米ドルから円に変更された。

(2) 管理会社の機構

管理会社はケイマン諸島において設立され、現在存続している法人である。2018年 3 月末日現在、同社の取締役会は、以下の 4 名の取締役から構成される。

(後略)

2 事業の内容及び営業の概況

<訂正前>

(前略)

2017年7月末日現在、管理会社は、下記の投資信託の管理および運用を行っている。

国別（設立国）	種別	本数	純資産額の合計
ケイマン諸島籍	オープン・エンド型 契約型投資信託	23	467,816,785,429円

<訂正後>

(前略)

2018年2月末日現在、管理会社は、下記の投資信託の管理および運用を行っている。

国別（設立国）	種別	本数	純資産額の合計
ケイマン諸島籍	オープン・エンド型 契約型投資信託	20	447,812,328,660円

5 その他

<訂正前>

(前略)

(2) 事業譲渡または事業譲受

(中略)

その後、メロン・バンクはMIHCの解散に伴い受領した、メロン・バンクが保有する一定額の現金を除く全ての資産をメロン・オーバーシーズ・インベストメント・コーポレーション（以下「MOIC」という。）に提供した。管理会社の全ての発行済株式は、MOICに提供されたかかる資産に含まれていたため、2017年6月末日現在、管理会社はMOICの完全子会社である。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(2) 事業譲渡または事業譲受

(中略)

その後、メロン・バンクはMIHCの解散に伴い受領した、メロン・バンクが保有する一定額の現金を除く全ての資産をメロン・オーバーシーズ・インベストメント・コーポレーション（以下「MOIC」という。）に提供した。管理会社の全ての発行済株式は、MOICに提供されたかかる資産に含まれていたため、2017年12月末日現在、管理会社はMOICの完全子会社である。

(後略)

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

以下の内容に更新されます。

(1) C I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「**受託会社**」）

資本金の額

2017年12月末日現在、受託会社の払込資本金の額は、25,920,000米ドル（約27億5,374万円）である。

（注）米ドルの円貨換算は、便宜上、2018年3月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝106.24円）による。以下同じ。

事業の内容

受託会社はケイマン諸島の法律に基づき1965年に設立された信託銀行であり、銀行、信託および投資サービスを包括的に提供している。その顧客には、ケイマン諸島だけでなく世界各地の個人、法人その他の機関が含まれる。受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（2018年改訂）に基づき適法に設立され、存続しており、現在行っている自己の事業につき許可を受けている。また、受託会社は、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づきミューチュアル・ファンド管理者としての許可も受けている。

(2) S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社（「**管理事務代行会社**」および「**保管会社**」）

資本金の額

2018年3月末日現在、資本金の額は、90,154,448ユーロ（約117億6,696万円）である。

（注）ユーロの円換算は、別段の記載がない限り、便宜上、2018年3月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝130.52円）による。

事業の内容

S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社は、ルクセンブルグで1974年2月14日に設立された銀行であり、S M B C日興証券株式会社の100%子会社である。

(3) B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（「**投資運用会社**」）

資本金の額

2017年9月末日現在、投資運用会社の資本金の額は7億9,500万円である。

事業の内容

投資運用会社は、1998年11月に日本において設立され、金融商品取引法に基づく登録を受け、投資運用業、投資助言・代理業および第二種金融商品取引業を営んでいる。

(4) B N Yメロン・アセット・マネジメント・ノースアメリカ・コーポレーション（「**副投資運用会社**」）

資本金の額

2018年2月1日現在、副投資運用会社の払込資本金の額は、約4,506百万米ドル（約4,787億円）である。

事業の内容

有価証券等にかかる投資運用業務を営んでいる。

(5) S M B C 日興証券株式会社（「**代行協会員**」および「**販売会社**」または「**日本における販売会社**」）

資本金の額

2018年3月末日現在、代行協会員および日本における販売会社の資本金の額は、100億円である。

事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。なお、S M B C 日興証券は証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託証券について、日本における代行協会員業務および販売等の業務を行っている。

3 資本関係

<訂正前>

（前略）

(4) B N Yメロン・アセット・マネジメント・ノースアメリカ・コーポレーション（「**副投資運用会社**」）

副投資運用会社は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの完全子会社である。

（後略）

<訂正後>

（前略）

(4) B N Yメロン・アセット・マネジメント・ノースアメリカ・コーポレーション（「**副投資運用会社**」）

副投資運用会社は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの子会社である。

（後略）

別紙 A

定義

<訂正前>

(前略)

「クラスA受益証券」 ヘッジありクラスA受益証券およびヘッジなしクラスA受益証券をいう。

「クラスB受益証券」 ヘッジありクラスB受益証券およびヘッジなしクラスB受益証券をいう。

(中略)

「ファンド」 受託会社と管理会社との間の信託証書に基づき構成されたトラストのシリーズ・トラストの利回り債券3分法ファンド毎月分配型をいう。

(中略)

「ヘッジありクラスA受益証券」 利回り債券3分法ファンド毎月分配型円建ヘッジありクラスA受益証券と称する受益証券をいう。

「ヘッジありクラスB受益証券」 利回り債券3分法ファンド毎月分配型円建ヘッジありクラスB受益証券と称する受益証券をいう。

(中略)

「ヘッジなしクラスA受益証券」 利回り債券3分法ファンド毎月分配型円建ヘッジなしクラスA受益証券と称する受益証券をいう。

「ヘッジなしクラスB受益証券」 利回り債券3分法ファンド毎月分配型円建ヘッジなしクラスB受益証券と称する受益証券をいう。

(後略)

<訂正後>

(前略)

「クラスA受益証券」 ヘッジあり毎月分配型クラスA受益証券およびヘッジなし毎月分配型クラスA受益証券をいう。

「クラスB受益証券」 ヘッジあり毎月分配型クラスB受益証券およびヘッジなし毎月分配型クラスB受益証券をいう。

(中略)

「ファンド」 受託会社と管理会社との間の信託証書に基づき構成されたトラストのシリーズ・トラストの利回り債券3分法ファンドをいう。

(中略)

「ヘッジありクラスA受益証券」 円建ヘッジあり毎月分配型クラスA受益証券と称する受益証券をいう。

「ヘッジありクラスB受益証券」 円建ヘッジあり毎月分配型クラスB受益証券と称する受益証券をいう。

(中略)

「ヘッジなしクラスA
受益証券」

円建ヘッジなし毎月分配型クラスA 受益証券と称する受益証券をい
う。

「ヘッジなしクラスB
受益証券」

円建ヘッジなし毎月分配型クラスB 受益証券と称する受益証券をい
う。

(後略)